

# 令和3年度 第1回臼杵ブランド認証募集要項

## 1. コンセプト

臼杵市は、山に降った雨が森を経て、田畑を潤し、海につながる水の循環が、ひとつの自治体の中で完結する町です。

この特徴を活かして地域内での循環型社会の構築をめざし、「水源涵養の為に100年の森づくり」を進め、市営の土づくりセンターで製造した「うすき夢堆肥」による土づくりからの有機農業を振興し、地元の豊後水道で水揚げされる魚介類の特徴を活かした漁業振興を図っています。これらの臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品を「臼杵ブランド」として認証し、市内外に発信することにより、地産地消の促進と地域産業の活性化、「食」による観光の振興をめざします。

## 2. 基本理念

「食」の「本質」「原点」を顧み、臼杵の風土・自然循環の中で生まれたもの、食べる人の健康を考えたもの、臼杵の農家・漁家の姿が思い浮かぶもの、臼杵人が思いを込めて“臼杵らしさ”にこだわって作ったものを、臼杵ブランドとして認証していきます。

「臼杵ブランド」が掲げること

- 自然に向き合い、臼杵産の旬の食材にこだわります。
- 臼杵の食文化や発酵食品を大切に考えます。
- 素材の味を活かし、添加物は出来る限り使いません。
- 農山漁村の感性を大切にしたものづくりをします。
- 美味しく、臼杵の味としてのイメージを大切にします。

## 3. 認証の対象となるもの

- (1)加工品(食品)      (2)加工品(工芸品)

## 4. 申請者資格

原則として臼杵市内で農林水産物を生産または加工品を製造・販売している個人・企業・団体など(市税などを完納している方)

## 5. 受付期間

令和3年7月1日(木)～7月30日(金) ※土・日・祝日を除く

## 6. 申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて産業促進課に郵送または持参してください。

※申請書類は、市のホームページよりダウンロードまたは産業促進課に置いています。

## 7. 提出書類等

- (1) 臼杵ブランド認証申請書(様式第1号)
- (2) 臼杵ブランド認証申請調書(申請書添付様式)
- (3) 申請する商品の写真・パンフレット等
- (4) 各種認証制度を取得している場合は、証明書などの写し
- (5) 商品の製造、加工および販売の許可などについて、法令に定めがあるときは、その許可書などの写し

## 8. 認証基準

※以下の基準を基本としますが、商品ごとに認証ラインは設定することになります。

### (1) 共通事項(加工品(食品)(工芸品)のどちらにも該当)

- 臼杵市で製造された商品で品質などに優れたものであること。ただし、市内での製造が困難な場合にあっては、市外での委託製造を認めるものとする。
- 臼杵市の地域経済活性化につながる商品であること。
- 臼杵市のイメージアップや広報に資する個性・特徴がある商品であること。
- 商品に対する将来ビジョンがあること。
- 資源の地域循環に配慮した取組を行っていること。
- 安定的に消費者に供給できる商品であること。
- 品質に見合う価格が設定されていること。
- 類似商品と比べて優位性・独立性があること。

### (2) 個別事項

#### ① 加工品(食品)

- 原則として、臼杵市で生産された農林水産物を主原料として使用した商品であること。
- 添加物を極力控えたこだわりの商品であること。
- 製造過程の衛生管理や品質管理に信頼性があり、適正な表示がされていること。
- 歴史、風土、文化的背景などのあること。
- 上記のほか、認証品として適当と思われるものであること。

#### ② 加工品(工芸品)

- 臼杵の地域資源を活用した商品であること。
- 歴史、風土、文化的背景などのあること。
- 上記のほか、認証品として適当と思われるものであること。

## 9. 選考方法

8月に臼杵ブランド認証審査委員会が認証基準により審査(書類・食味・外観など)し、9月に市が認証品を決定します。(予定)

なお、審査委員会当日は申請者より商品概要について5分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。

## 10. 認証期間

認証を受けた日から3年間(年度末まで) ※更新可(更新手続きが必要です。)

## 11. 認証品への支援

- (1) 認証マークを使用することが出来ます。
- (2) 認証品のプレスリリースを行います。
- (3) 臼杵市が出店する各種イベントや商談会は優先的に参加が出来ます。
- (4) ふるさと納税御礼の特産品の中で「臼杵ブランド認証品」として掲載します。
- (5) 臼杵ブランド認証品のパンフレットを作成しPRを行います。
- (6) 商品改善やマーケティングについて専門家による相談や助言が受けられます。
- (7) 販路開拓については補助制度が活用できます。

## 12. その他

- (1) 申請された商品は、審査委員会において審査します。その際、商品の提出をお願いしますのでご協力ください。
- (2) ご不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。



### 提出先・問い合わせ先

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵72-1

臼杵市役所 産業促進課 食文化創造都市推進室

TEL:(0972)63-1111 (内線)4021

FAX:(0972)64-0203